

3 総防管第 3 0 9 1 号
令和 3 年 1 1 月 2 9 日

関係各位

東京都知事

小池 百合子
(公印省略)

「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」及び
「基本的対策徹底期間における対応」について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

先般、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、医療逼迫状況に重点を置いた「新たなレベル分類の考え方」が提言され、これを受け、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

都は、これらの提言や基本的対処方針を踏まえ、令和 3 年 1 1 月 2 5 日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、都としてのレベル移行の目安や今後の対策等について、「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」を決定いたしました。(資料 1)

また、「基本的対策徹底期間における対応」を決定いたしました。期間は、1 2 月 1 日から、都が「レベル 1」の状況にある間とします。(資料 2)

「基本的対策徹底期間における対応」の概要は、①都民向けの協力依頼（「三つの密」の回避をはじめとする基本的な感染防止策徹底の協力依頼等）、②事業者向けの協力依頼等（認証を受けた飲食店等については、同一グループの同一テーブルへの入店案内を 8 人以上とすることについての協力を依頼、9 人以上とする場合は「TOKYO ワクション」等の活用を推奨等※）、③イベントの開催制限（人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催要請、感染防止安全計画の策定による規模要件の緩和等）等です。

※認証を受けた飲食店等の人数制限については、令和 4 年 1 月 1 6 日までとします。

また、令和 3 年 1 1 月 1 9 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、変更された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されましたので、お知らせいたします。(資料 3)

なお、「基本的対策徹底期間における対応」に変更がある場合は、改めてお知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料１・・・令和３年１１月２５日「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」

資料２・・・令和３年１１月２５日「基本的対策徹底期間における対応」

資料３・・・令和３年１１月１９日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

資料４・・・「年末年始の会食等実施にあたってのお願い」

資料５・・・「TOKYOワクション」チラシ（２種類）

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和３年１１月１９日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119.pdf

令和３年１１月１９日付け事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について」

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。